

在宅療養支援歯科診療所の施設基準に係る届出書添付書類

1. 歯科訪問診療の実績（直近の1年間の実績）	
歯科訪問診療料を算定した人数	_____人
歯科訪問診療料を算定した回数	_____回
2. 後期高齢者の口腔機能管理に係る研修の受講歴等	
受講歯科医師名(複数の場合は全員)	
研 修 名	
受 講 年 月 日	
研 修 の 主 催 者	
講 習 の 内 容 等	
<p>※ 後期高齢者の口腔機能管理に関する内容を含むものであること。</p> <p>※ 研修会の修了証の写しの添付でも可とするものであること。</p>	
3. 歯科衛生士の氏名等（常勤又は非常勤を○で囲むこと）	
氏 名	常勤／非常勤
1)	常勤／非常勤
2)	常勤／非常勤
3)	常勤／非常勤
4. 迅速に対応できる体制に係る事項	
(1) 患者からの連絡を受ける体制:対応体制	__名で担当、交代制(有・無)
・ 担当者の氏名及び職種	・ 連絡方法・連絡先
(2) 歯科訪問診療体制:対応体制	__名で担当、交代制(有・無)
・ 担当医の氏名	
5. 在宅療養を担う連携保険医療機関	
(1) 医療機関の名称	(3) 担当医の氏名
(2) 開設者名	(4) 連絡先
6. 保健医療サービス及び福祉サービスとの連携担当者	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名、連絡先</li> <li>・ 資格、主な業務内容</li> <li>・ <del>体制(管理者・自施設の職員・院外の事業所等との連携・その他)</del></li> </ul>	
7. 後方支援医療機関(歯科医療機関)	
(1) 医療機関の名称	
(2) 開設者名	(4) 担当医の氏名
(3) 所在地	(5) 連絡先



## 特定診療報酬算定医療機器の定義等について（平成20年3月5日保医発第0305007号）

I 医科点数表関係  
在宅医療

(別表)

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目
	薬事法承認上の位置付け 類別	一般的名称		
注入ポンプ（Ⅰ）	機械器具（74）医薬品注入器	汎用輸液ポンプ 注射筒輸液ポンプ ポータブルインスリン用輸液ポンプ	インスリンなどの皮下持続注入が可能なもの	C 151 注入器加算
注入ポンプ（Ⅱ）	機械器具（74）医薬品注入器	ポータブルインスリン用輸液ポンプ	インスリンなどを間歇的かつ自動的に注入することが可能なもの	C 152 間歇注入シリンジポンプ加算
注入ポンプ（Ⅲ）	機械器具（74）医薬品注入器	加圧式医薬品注入器 経腸栄養用輸液ポンプ 汎用輸液ポンプ 注射筒輸液ポンプ マルチチャンネル輸液ポンプ 患者管理無痛法用輸液ポンプ 注射筒輸液ポンプコントロールユニット	流量（注入速度）及び予定量の設定が可能なもの	C 161 注入ポンプ加算
自動腹膜灌流装置	機械器具（7）内臓機能代用器	自動腹膜灌流用装置	腹膜透析液の交換を自動的に行うことが可能なもの	C 155 自動腹膜灌流装置加算
腹膜灌流用紫外線殺菌器	機械器具（7）内臓機能代用器	腹膜灌流用紫外線照射器	腹膜透析施行時に使用し、紫外線照射による殺菌を行うことが可能なもの	C 154 紫外線殺菌器加算
腹膜灌流用熱殺菌器	機械器具（7）内臓機能代用器	腹膜灌流回路用加熱溶融接合装置	腹膜透析施行時に使用し、加熱により無菌的にチューブの接合を行うことができるもの	C 154 紫外線殺菌器加算
酸素供給装置（Ⅰ）	機械器具（6）呼吸補助器	酸素濃縮装置 能動型機器接続用酸素濃縮器	酸素濃縮装置であるもの	C 158 酸素濃縮装置加算
酸素供給装置（Ⅱ）	機械器具（6）呼吸補助器	液体酸素気化式供給装置 液体酸素気化式供給装置セット	20～50リットルの内容積の設置型液化酸素装置であるもの	C 159 液化酸素装置加算 1 設置型液化酸素装置
酸素供給装置（Ⅲ）	機械器具（6）呼吸補助器	液体酸素気化式供給装置 液体酸素気化式供給装置セット	1リットル前後の内容積の携帯型液化酸素装置であるもの	C 159 液化酸素装置加算 2 携帯型液化酸素装置加算
酸素供給調節器	<del>機械器具（32）医療用吸引器</del> 機械器具（6）呼吸補助器	呼吸同調式レギュレータ 呼吸同調式レギュレータセット	鼻カニューレを用いて携帯用酸素供給装置から供給される酸素の流量を、患者の呼吸に同調して調節することが可能なもの	C 159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算
在宅人工呼吸器（Ⅰ）	機械器具（6）呼吸補助器	ガス式肺人工蘇生器	気管切開、鼻マスク又は顔マスクを介して人工呼吸を行うことが可能な陽圧式人工呼吸器であるもの。ただし持続陽圧呼吸（CPAP）療法治療器は含まない。	C 164 人工呼吸器加算 1 陽圧式人工呼吸器
		新生児・小児用人工呼吸器 高頻度人工呼吸器 呼吸肺人工蘇生器 再使用可能な手動式肺人工蘇生器 手動式ジェット人工呼吸器 手動式心臓ポンプ人工蘇生器 単回使用手動式肺人工蘇生器 可搬型人工呼吸器 家庭治療用人工呼吸器 二相式気道陽圧ユニット 成人用人工呼吸器 汎用人工呼吸器		C 164 人工呼吸器加算 2 人工呼吸器
在宅人工呼吸器（Ⅱ）	機械器具（6）呼吸補助器	陰圧人工呼吸器	陰圧式人工呼吸器であるもの	C 164 人工呼吸器加算 3 陰圧式人工呼吸器
在宅人工呼吸器（Ⅲ）	機械器具（6）呼吸補助器	持続的気道陽圧ユニット 持続的自動気道陽圧ユニット	鼻マスクを介した持続的陽圧呼吸（nasal CPAP）を行うことが可能なもの	C 165 経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算
携帯型注入ポンプ	機械器具（74）医薬品注入器	加圧式医薬品注入器 患者管理無痛法用輸液ポンプ	薬剤などを持続的に注入することが可能な携帯型注入ポンプであるもの	C 166 携帯型ディスプレイ注入ポンプ加算
脳深部刺激・脊髄刺激装置送信器	機械器具（12）理学診療用器具	除痛用電気刺激装置	体内埋込型受信器に電気信号を送ることが可能な送信器であるもの	C 167 疼痛管理用送信器加算

手術

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事法承認上の位置付け				
	類別	一般的名称			
骨電気刺激装置	機械器具 (12) 理学診療用器具	電気骨折治療器	骨折の治療促進を行うことが可能なもの	K 047	難治性骨折電磁波電気治療法
超音波骨折治療器	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波骨折治療器	超音波を用いて骨折の治療促進を行うことが可能なもの	K 047-2 K 047-3	難治性骨折超音波治療法 骨折超音波治療法
眼科用光凝固装置	機械器具 (31) 医療用焼灼器	眼科用レーザー光凝固装置 眼科用レーザー光凝固・パルスレーザー手術装置	眼科用レーザー光凝固装置であるもの	K 270	虹彩光凝固術
				K 271	毛様体光凝固術
				K 273	隅角光凝固術
				K 276	網膜光凝固術
網膜復位用ガス	医療用品 (04) 整形用品	網膜復位用人工補綴材	眼球内部より剥離した網膜を脈絡膜上に復位・固定するために、硝子体腔内に充填するガスであること。	K 275	網膜復位術
				K 280	硝子体茎頭顕微鏡下離断術 1 網膜付着組織を含むもの
				K 281	増殖性硝子体網膜症手術
眼科用レーザー手術装置	機械器具 (31) 医療用焼灼器	眼科用パルスレーザー手術装置 眼科用レーザー光凝固・パルスレーザー手術装置	後発白内障切開術が可能なもの	K 282-2	後発白内障手術
超音波白内障手術装置	機械器具 (12) 理学診療用器具	白内障・硝子体手術装置	水晶体の破砕が可能なもの	K 282	水晶体再建術
	機械器具 (29) 電気手術器	水晶体乳化術白内障摘出ユニット			
前房レンズ 後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 多焦点後房レンズ 挿入器付後房レンズ	機械器具 (72) 視力補正用レンズ	前房レンズ 後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 多焦点後房レンズ 挿入器付後房レンズ	白内障に対する手術後の無水晶体眼の視力補正が可能なもの	K 282	水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合
埋込型医薬品注入器	機械器具 (74) 医薬品注入器	皮下用ポート及びカテーテル 長期的使用注入用植込みポート	繰り返し薬液投与を行うために体内に留置するもの	K 611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置
				K 618	中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置
レーザー手術装置 (I)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザ エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ アルゴン・クリプトンレーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライトレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウムレーザー KTPレーザー	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K 841-2	経尿道的レーザー前立腺切除術
レーザー手術装置 (II)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	PDTエキシマレーザー	光線力学療法が可能な波長630nmのエキシマ・ダイレーザー又はYAG・OPOレーザーであるもの	K 526-3	表在性食道悪性腫瘍光線力学療法
				K 653-4	表在性早期胃癌光線力学療法
				K 872-5	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法
レーザー手術装置 (III)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体内挿入式レーザー結石破砕装置 色素レーザー ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ 色素・アレキサンドライトレーザー	経皮的尿路結石破砕が可能なもの	K 781	経尿道的尿路結石除去術
	機械器具 (31) 医療用焼灼器				
体外型心臓ペースメーカー	機械器具 (7) 内臓機能代替器	侵襲式体外型心臓ペースメーカー 非侵襲式体外型心臓ペースメーカー 経食道体外型心臓ペースメーカー	不整脈の補正 (心臓ペースメーカー) が可能なもの	K 596	体外ペースメーカーキック
マイクロ波手術器	機械器具 (29) 電気手術器	焼灼術用電気手術ユニット	マイクロ波により組織の止血及び凝固が可能なもの	K 697-2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法
				K 695	肝切除術
ラジオ波手術器	機械器具 (29) 電気手術器	電気手術器	ラジオ波により組織の凝固が可能なもの	K 697-3	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
結紮器及び縫合器	機械器具 (30) 結紮器及び縫合器	結紮器及び縫合器	直腸粘膜の環状切離及び吻合が可能なもの	K 743	痔核手術 (脱肛を含む。) 5 PPH
体外式衝撃波結石破砕装置 (I)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置 微小火薬挿入式結石破砕装置	胆石の破砕が可能なもの	K 678	体外衝撃波胆石破砕術
体外式衝撃波結石破砕装置 (II)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置	腎・尿管結石の破砕が可能なもの	K 768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術

		微小火薬挿入式結石破砕装置			
体外式衝撃波結石破砕装置 (Ⅲ)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置 微小火薬挿入式結石破砕装置	胆石及び腎・尿管結石の破砕が可能なもの	K 678 K 768	体外衝撃波胆石破砕術 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
恥骨固定式膀胱頸部吊上術用装置	機械器具 (30) 結紮器及び縫合器	尿失禁挙上針	恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うことが可能なもの	K 823	尿失禁手術 1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの
経尿道的前立腺高温度治療装置	機械器具 (12) 理学診療用器具	高周波式ハイパサーミアシステム マイクロ波ハイパサーミアシステム	経尿道的にアプリータを挿入して前立腺肥大組織を45度以上まで加温することができるもの	K 841-3	経尿道的前立腺高温度治療
超音波治療器	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波治療器	経肛門的にプローベを挿入して、超音波により前立腺肥大組織を60度以上まで加熱することができるもの	K 841-4	焦点式高エネルギー超音波療法
分娩用吸引器	機械器具 (32) 医療用吸引器	分娩用吸引器 手動式分娩用吸引器	吸引娩出に用いられるもの	K 893	吸引娩出術
自家輸血装置	機械器具 (7) 内臓機能代用器	自己血回収装置 単回使用自己血回収キット	術野から血液を回収して、濃縮及び洗浄又は濾過を行い、患者の体内に戻すことが可能なもの	K 923	術中術後自己血回収術 (自己血回収器具によるもの)
超音波手術器	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波手術器	超音波により組織の凝固又は切開が可能なもの	K 931	超音波凝固切開装置等加算
電気手術器	機械器具 (29) 電気手術器	治療用電気手術器	電気により血管及び組織の閉鎖又は剥離が可能なもの	K 931	超音波凝固切開装置等加算

保険医の使用医薬品（揭示事項等告示第 6 関係）及び保険薬剤師の使用医薬品（揭示事項等告示第 14 関係）に係る留意事項について  
（平成 20 年 3 月 5 日保医発第 0305009 号）

2 医療上の需要がなくなる等の理由により、製造販売業者から今後供給する予定がなく、既に製造販売承認及び許可の廃止の手続きがとられた医薬品について、「揭示事項等告示」の別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 に収載し、経過措置品目としたものであること。

また、経過措置品目とされた医薬品の使用期限は、別表第 1 及び別表第 4 については平成 20 年 8 月 31 日限りとし、別表第 2 ~~及び別表第 4~~ については、使用期限を平成 21 年 3 月 31 日限りとしたものであること。

「入院時食事療養費に係る入院時生活療養の実施上の留意事項について」等の一部改正について  
(平成20年3月19日保医発0319003号)

「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(平成14年3月8日保医発第0308009号)の一部改正について

## 第2 届出に関する手続き

5 地方社会保険事務局長は、届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、~~都道府県知事に対して正本に受理番号を付して送付すること。また、届出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、併せて、都道府県社会保険診療報酬支払基金及び都道府県国民健康保険団体連合会に対して、受理番号付して通知すること。~~

- |               |          |   |
|---------------|----------|---|
| ○訪問看護基本療養費(Ⅱ) | (訪看10) 第 | 号 |
| ○24時間対応体制加算   | (訪看23) 第 | 号 |
| ○24時間連絡体制加算   | (訪看24) 第 | 号 |
| ○重症者管理加算      | (訪看25) 第 | 号 |